

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2580号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目1番35号 : 電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 山中昭栄 : 定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

熊野古道小辺路を歩く老人(奈良県十津川村)



写真キャプション

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の一角をなす熊野古道小辺路は、高野山と熊野三山を結ぶ参詣道。道中の難所とされた奈良県十津川村の果無集落には、今も古い石畳が残る。1300年の風雪と幾多の巡礼者の歩に堪えた敷石が、熊野詣盛んなりし往事を偲ばせる。

もくじ

随情情報	フフォーラム	活活活	活活活
随情情報	フフォーラム	活活活	活活活
随情情報	フフォーラム	活活活	活活活

本町副会長が19年度予算編成等で要望	合併市町村補助金の予算措置で要請	地方六団体が、公営企業金融庫廃止後の新たな仕組みで骨子案	地方六団体代表が公営公庫廃止後の新たな仕組みで要請	世界遺産の村から「心身再生の郷」へ 奈良県十津川村	町村 Navi	「森林セラピー®基地」「セラピーロード」第3期募集	徳島県町村会会長 石井町長 坂東 忠之
雑感・独語	雑感・独語	雑感・独語	雑感・独語	雑感・独語	雑感・独語	雑感・独語	雑感・独語

今年のノーベル平和賞にバンクラデシユ出身の経済学者で、社会起業家の草分けとなった、ムハマド・ユヌスさんが選ばれた。社会起業家は、従来、行政が行ってきた福祉環境、まちづくりといった公共事業を、公益性を伴ったビジネスとして行う人たちである。今、日本でも社会起業家と呼ぶにふさわしい人たちの活動が全国で広がっている。国内の組織である、社会起業家フォーラムには、現在、8,000名もの人たちが参加登録していると聞く。

私が勤

める大学のある栃木県内で、様々な活動が始まっている。たとえば子育て支援のために、幼児を持つ母親向けのフリーペーパー(無料の情報誌)を編集・出版している若い女性がいる。育児に不安を持ちがちな核家族の若いお母さん達のもとに、おばあちゃん世代の育児の知恵、子供服の作り方、選び方や離乳食のレシピ、育児用品等のリサイクル掲示板など、多様な情報が2ヶ月に一度、無料で配られる。この冊子はビジネスとして広告収入によって運営されているため、従来であればガリ版刷り(もはや死語か?)で出されていたような情報

話題 社会起業家の活動に着目

作新学院大学総合政策学部教授 橋立 達夫

が、カラー印刷の立派な情報誌として、読者の手に届くのである。もちろん広告を得るためには広告主にとつてのメリットが無くてはならないが、メリットはこの冊子が、子育て世代のお母さんという明確な対象に広告のターゲットを絞り込むことのできる効果的なメディアだということである。たとえば住宅建設の企業は、子育てとお母さんの暮らしやすさを徹底的に追求した住宅のモデルプランを提示し、読者の関心をひきつけることができる。また、誌面全体が温かい心で満たされている。冊子の発行に協力しているというところで、一定の社会的信頼を獲得することもできる。読者も広告主も喜び、さらに情報誌を編集発行している人たちも、収入を得るとともに、企画、写真やイラスト、記事の作成など、それぞれの感性や特技を生かして、生きいきと働いている。誠に素晴らしいビジネスである。

これからの行政にとって、住民にボランティアとして協力してもらおうという考えから脱却し、こうした社会起業家たちと上手く連携していくことが、重要かつ有効であるということを強く感じるこの頃である。

本田副会長が 19年度予算編成等で要望

自由民主党の総務部会・地方行政調査会・法務・自治関係団体委員会合同会議は11月8日、党本部において地方六団体に対する来年度予算編成等に関する要望のヒアリングを行った。本会からは本田恭一副会長（鳥根県斐川町長）が出席し、地方交付税所要額の確保、新型交付税導入における町村財政運営への支障の回避などを要望した。

本田副会長の発言要旨は次のとおり。

本田副会長発言要旨

【地方交付税について】

まず、町村の立場から「地方交付税」につきまして、発言をさせていただきます。

ご承知のとおり、町村の大半は農山漁村地域でありまして、人口も少なく、税源に乏しいわけであります。来年、住民税による税源移譲が実施されますが、税源移譲の効果が十分に及ばない町村につきましては、地方交付税の算定等

を通じて確実に財源措置を行っていただくよう、強くお願い申し上げます。

また、地方交付税の財源保障・財源調整の両機能を一体的に堅持・強化し、全体としても、個別の町村においても、その所要額を必ず確保していただきますよう、強くお願いいたします。

なお、新型交付税につきまして、ご案内のとおり、町村は財政規模が小さいため、小さな変動であっても大きな影響を受け、財政運営に支障をきたすこととなること懸念されますので、このようなことが決して起こらないよう、特段のご配慮をお願いしたいと存じます。

【公営企業金融公庫廃止後の新たな仕組みについて】

次に、「公営企業金融公庫廃止後の新たな仕組み」についてであります。

公庫は、上下水道、交通、病院等の公共施設整備が円滑に実施できるよう、共同債券発行機能により、長期、低利の資金の安定的な供給を通じて、公共料金の抑制や地方財政の負担軽減に大きく寄与してきました。公庫の廃止後においても、この共同債券発行機能を引き続き確保していただきますよ



意見を述べる本田副会長

活 動

全国町村会

合併市町村補助金の
予算措置で要請

藤井財務事務次官（右）に要請する山本全国町村会長（左）

全国町村会の山本文男会長（福岡県添田町長）は、11月7日、合併した市町村に対する補助金が速やかに適切な予算措置されるよう、藤井秀人財務事務次官に対し要請を行った。

本年度においても、合併市町村に対しては、いわゆる経過措置団体の事業の初年度でもあることから、速やかに適切な予算措置を講じられるよう強く要請する。

合併市町村補助金に関する
緊急要請

市町村合併は、政府を挙げて推進がはかられてきたところである。

合併に際しては、様々な措置が講じられ、そのうち合併市町村補助金については、これまでその大部分は補正予算で措置されてきた。

本年度においても、合併市町村に対しては、いわゆる経過措置団体の事業の初年度でもあることから、速やかに適切な予算措置を講じられるよう強く要請する。

うお願いいたします。

また、債券借換損失引当金及び公営企業健全化基金等の財務基盤につきまして、新たな組織の運営に必要不可欠なものでありますので、是非とも全額を承継することができるよう、配慮をお願いいたします。

なお、これらを可能とするため、新たな法的枠組みを構築していただきますとともに、所要の非課税措置を講じていただきますようお願いいたします。

【税制改正について】

次に、「税制改正」について以下の3点を申し上げます。

まず、「固定資産税」についてであります。

固定資産税は、平成16年度の町村税収では1兆1、986億円と全体の55%を占め、安定性に富み、町村財政にとって、基幹税目の中で最も重要な税であります。特に、償却資産に係る評価額の最低限度について、現行の5%は堅持していただき、固定資産税

の安定的確保がはかられるよう、配慮をお願いいたします。

次に、「道路特定財源」についてであります。

道路特定財源については、「基本方針2006」において、「一般財源化を図ることを前提に、年内に具体案を取りまとめる」とこととされており、しかしながら、

地方の道路整備は、いまだ道半ばであり、今後も道路特定財源を活用した道路整備を実施する必要がありますので、所要の財源を確保

していただきますようお願いいたします。

最後に、環境税制についてであります。

温暖化対策税等の環境税制を検討する際には、森林を多く抱える町村の財政負担を勘案し、地方税としていただきますようお願いいたします。

以上、全国町村会の要望とさせていただきます。よろしくお願いたします。

全自治体出資の地方共同法人創設へ

地方六団体が「公営企業金融公庫廃止後の新たな仕組み」で骨子案

地方六団体は10月31日、公営企業金融公庫廃止後の新たな仕組みについての「制度設計骨子案」をまとめ、同日開催された「地方財政に関する総務大臣と地方六団体合同」で菅義偉総務相に提出、同骨子案に沿った制度設計を要請した。総務省は、これを受けて次期通常国会に関連法案を提出する。

政府が決めた同公庫の2008年度の廃止を受けて、新たな仕組みのあり方を地方六団体で検討していたもの。骨子案は、新たな仕組みは全地方自治体の出資による地方共同法人とし、現公庫と同様の長期・低利の資金を提供するなどとしたが、新たな信用補完措置として地方自治体が共同して責任を負うことも盛り込んだ。地方六団体は、今後、出資金の負担割合や共同責任の具体化を詰めるが、自治体間での調整難航も予想される。さらに、地方六団体は新たな仕組みの安定経営のため現公庫の財務基盤の全額承継を求めているが、財務省は国庫に納めるべきだとしており、年末の地方財政対策での大きな焦点となるのは必至の情勢だ。

◆08年度に金融公庫は廃止へ

公営企業金融公庫は、地方自治体への長期・低利の資金融通を目的に57年に政府関係金融機関として創設された。上下水道や交通、病院など住民生活に密着した21事業を対象に、平均25年という超長期でかつ低利の貸付（公営競技納付金等を活用した特別利率など）を行っている。06年度の貸付額は1兆4、777億円（予定）で、同年度末の貸付残高は24兆円にの

ぼる。貸付対象団体も05年度末現在で2、137団体ある。内訳は、全都道府県（貸付残高4兆9、669億円）、全市（同16兆9、816億円）、1、033町村（同1兆8、100億円）で、全貸付残高の約75%が市町村への貸付となっている。

なお、同公庫の資金調達は大半を公営企業債券で調達している。いわば、公庫が地方自治体に代わって市場から資金を調達しており、公的資金を受けていないの

が特徴。

ところが、政府は、政策金融改革の一環として公営企業金融公庫については廃止の方針を決めた。今年6月に成立した「行政改革推進法」では、「平成20年度において廃止するものとし、地方公共団体のための資金調達は公営企業金融公庫により行う仕組みは、資本市場からの資金調達その他金融取引を活用して行う仕組みに移行させる」ことが盛り込まれた。これを受けて、政府の政策金融改革推進本部が決めた「政策金融改革に係る制度設計」では、公営企業金融公庫について、同公庫を08年度に廃止し、地方自治体は共同して資金調達のための新組織を自ら設置する。その際、国は新たな出資・保証及びヒト・モノ・カネの全ての面における関与を行わない」とした。

◆全自治体で地方共同法人設立へ

このため、全国知事会が公営企業金融公庫改革小委員会委員長・伊藤祐一郎鹿児島県知事を設置、地方六団体と調整をとりながら新たな仕組みのあり方を検討。10月31日には、地方六団体として「公営企業金融公庫廃止後の新たな仕組みの『制度設計骨子案』」をまと

活 動

めた。

制度設計骨子案は、新たな仕組みについて、地方が主体的かつ責任を持って設立・運営できるように、「全地方自治体のための地方共同法人として、特別法に基づき設置する」とした。名称は「地方自治体金融機構」(仮称)とし、地方六団体が推薦する者が発起人となって設立する。

また、同機構は、個々の地方自治体が市場で調達困難な長期・低利の資金の提供と個々の調達に比べて有利な資金の提供等の機能を担うとした。このため、貸付対象団体は全地方自治体とし、貸付対象事業も住民生活に不可欠な社会資本整備に要する長期・低利の資金を安定的に確保するため地方自治体のニーズを踏まえて決定するとした。さらに、貸付金利も、現在の利下げ幅は同機構の経営状況等を勘案して決める。なお、貸付は、地方債協議制度の下で同意・許可のある地方債を対象とし、公的資金として地方債計画に位置づけるとした。このため、貸付規模も地方債計画との調整を図りつつ決める。このほか、機構の資金調達は債券発行を基本に金融市場・金融技術を活用した多様な資金調達を行うとした。

一方、同機構の出資金については「地方が主体的かつ責任を持って設立・運営することを明確にするため、全地方自治体が出資する」とした。その出資総額は、現行の公庫の出資金と同額の166億円を用途とした。なお、「現下の厳しい地方財政状況も踏まえて、具体的な出資額については、引き続き地方六団体において検討し、合意を得た額とする」としている。併せて、同機構が全地方自治体のための組織としての機能を果たすため、地方自治体の負担により形成された現公庫の財務基盤(債券借換損失引当金、公営企業健全化基金等)の全額を承継するとした。また、地方自治体のための資金調達を行う組織のため法人税等の非課税対象とするとした。

さらに、市場の信認を得て低利での資金調達を可能とするには、十分な財務基盤の確保に加えて、地方による信用補完措置の構築も必要だと指摘。このため、現公庫から承継した財務基盤を活用して「流動性補完措置」を講じる機構の経営について地方自治体が共同して責任を負う。地方自治体が機構の発行債券に保証を行うことができるよう法的手当を行う、などの措置を講じるとした。全地方自治体のため地方自ら設立する

地方共同法人であることを踏まえ、全地方自治体の「共同責任」を前面に打ち出したのが特徴。なお、「法的手当」は、現行法では政府・地方自治体は法人の債務を保証することが禁止されているため、機構については同制限を解除するなどの措置を講じるもの。

このほか、機構の組織は地方が主体的かつ責任をもって設立・運営できるよう、都道府県知事や市町村長による「代表者委員会」を設置するとともに、モラルハザードの懸念を払拭するため外部有識者によるチェック機関「経営規律委員会」(仮称)などを設置するとした。

◆財務基盤承継が当面の焦点に

地方六団体は、今後、法案とりまとめに向け総務省とともに具体的な制度設計を詰めるが、当面、現公庫の財務基盤の承継が年末の地方財政対策での大きな焦点にのぼる。同財務基盤のうち債券借換損失引当金(長期固定金利に伴うリスクに対応するための引当金)は05年度が2兆5、998億円、公営企業健全化基金(利子軽減のため設けた公営競技収益金)は同8、739億円にのぼる。行革推進法では、現公庫の資産・負債に

に遂行する上で必要がないと認められる資産があれば、国庫に帰属させる」としているが、地方六団体と総務省は、同財務基盤は、地方自治体の負担により形成されたものであり全額を新機構に承継すべきだとしている。これに対して、財務省は「既往の債権・債務これに伴う必要最小限の引当金をみを新組織に移管すべきで、残余財産は、清算という性格から国民のために利用されることが必要だ」と指摘、大半を国庫に納めるべきだと指摘している。

一方、骨子案で「地方自治体が共同して責任を負う」とした信用補完措置については、深刻な財政難から財政破たんする自治体出現の可能性が否定できないこともあつてか、一部自治体からは慎重な対応を求める声が出ている。さらに、全地方自治体が出資するとした出資金総額166億円についても、まだ具体的な配分方法は詰めていないが、すでに一部の県知事からは「全自治体の出資ではなく、各団体の選択制にすべきだ」などの意見も出ており、今後、地方自治体間で調整が難航することも予想される。

(自治日報記者 井田正夫)

ついで、「将来にわたり業務を円滑

活 動

地方六団体代表が
公営公庫廃止後の新たな仕組みで要請



吉田自民党総務部会長(中央)・本田副会長(右)



佐田行革担当大臣(中央)・本田全国町村会副会長(左から二人目)



谷口公明党副幹事長・総務部会長(右)・本田副会長(左)

地方六団体の代表は、11月9日、公営企業金融公庫の廃止後の新たな仕組みについて、佐田玄一郎行政改革担当大臣、吉田博美自民党総務部会長、谷口隆義公明党副幹事長・総務部会長などに対し要請活動を行った。

本会からは、本田恭一副会長(島根県斐川町長)が参加し、「町村ではインフラなどの整備面が遅れているところがあり、現在の公営企業金融公庫が担っている長期かつ低利な融資機能の継続が必要である」と訴え、地方六団体骨子案を踏まえた制度設計を要請した。

地方六団体がとりまとめた「公営企業金融公庫廃止後の新たな仕組みについて」の概要及び制度設計骨子案は次のとおり。

公営企業金融公庫廃止後の
新たな仕組みの 制度設計
骨子案 について

公営企業金融公庫廃止後の新たな仕組みについては、地方分権も踏まえ、国が担ってきた仕組みから、地方が主体的に担う仕組みに移行させることを基本とし、地方公共団体は共同して、資金調達のための新組織を自ら設立するとされています。

つきましては、地方六団体として制度設計骨子案を別紙のとおりとりまとめましたので、下記の趣旨をこ

理解いただき、この骨子案を十分踏まえて制度設計を行っていただくようお願いいたします。

記

1、国から地方へ」という地方分権改革の趣旨に沿って、地方自治体がその自立と責任のもとに担うべく、地方が共同して主体的・自律的に運営する新たな組織を設置し、地方自治体の必要とする長期・低利の資金ニーズに的確に対応する仕組みを構築すること。

2、新組織は、地方が主体的かつ責任を持って設立・運営できるように、全地方自治体のための地方共同法人として、特別法に基づき設立すること。

3、新組織が市場の信認を得て、低利の資金を安定的に調達する仕組みを構築するため、地方自治体の負担により形成された現在の公庫の財務基盤(債券借換損失引当金、公営企業健全化基金等)の全額を承継すること。

平成18年11月9日

地方六団体

全国知事会会長 麻生 渡

全国都道府県議会議長会会長 山口 武平

全国市長会会長 山出 保

全国市議会議長会会長 国松 誠

全国町村会会長 山本 文男

全国町村議会議長会会長 川股 博

活 動

公営企業金融公庫廃止後の
新たな仕組みについて(概要)

平成18年11月9日

地方六団体

基本的な考え方

「国から地方へ」という地方分権改革の趣旨に沿って、地方の自立と責任のもとに新たな仕組みを構築

地方債市場の環境変化への的確な対応

・個々の地方自治体による市場からの資金調達を補完

・住民生活に不可欠な社会資本整備に要する長期・低利資金の安定的確保

制度設計の骨子

地方による主体的・自律的な組織の設立運営

全地方自治体のための地方共同法人を特別法に基づき設立

地方自治体金融機構(仮称)

地方自治体の代表者(代表者委員会)による重要事項の意思決定

効率性・透明性・経営規律の確保(外部有識者によるチェックなど)

財務基盤の確保等

全地方自治体の出資

地方の負担により形成された公庫の財務基盤(債券借換損失引当金等)の全額承継

法人税等の非課税措置

機構の機能、役割
地方自治体の市場からの資金調達を補完

地方自治体の二一ズを踏まえた長

期・低利資金の提供

地方自治体の資金調達に係る環境整備等

信用補完措置等

地方による信用補完措置

公庫から承継する資産・負債と機構の新たな貸付等に係る資産・負債の一体的管理

(別紙)

公営企業金融公庫廃止後の
新たな仕組みについて
制度設計骨子案

地方六団体

基本的な考え方

地方債市場をとりまく環境が大きく変化するなど、地方自治体が一層の自立を求められる時代において、住民生活に不可欠な社会資本整備に要する長期・低利の資金を安定的に確保するため、個々の地方自治体による市場からの資金調達を補完する仕組みは一層重要となる。

このため、これまで政府資金や国の機関である公営企業金融公庫(以下「公庫」という。)が担ってきたこうした機能を、「国から地方へ」という地方分権改革の趣旨に沿って、地方自治体がその自立と責任のもとに担うべく、地方が共同して主体的・自律的に運営する新たな組織を設置し、地方自治体の必要とする長期・低利の資金二一ズに的確に対応する仕組みを構築するものである。以下、制度設計の骨子を示す。

1、法人形態

・新組織は、地方が主体的かつ責任を持って設立・運営できるように、全地方自治体のための地方共同法人として、特別法に基づき設立する。

・新組織は、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長の全国的連合組織がそれぞれ推薦する者が発起人となって設立する。

2、名称

新組織の名称は、地方自治体金融機構(仮称)(以下「機構」という。)とする。

3、機構の機能、役割

機構は、個々の地方自治体が市場で調達困難な長期・低利の資金の提供及び個々の調達に比して有利な資金の提供等の機能を担う。

また、資金調達の弱い地方自治体の資金調達の円滑化や、各地方自治体の資金調達手段の多様化等にも資するものとする。

4、出資その他の財務基盤

機構が全地方自治体のための資金調達機関として、市場の信認を得るため、低利の資金を安定的に調達するためには、確固たる財務基盤を確立する必要がある。

(1) 出資金

出資者
地方が主体的かつ責任を持って設立・運営することを明確にするため、全地方自治体が出資する。

出資金(出資総額)

組織の運営基盤 市場からの信認を確保するために必要な額とする。

(現行の166億円を用途としつつ、現下の厳しい地方財政状況も踏まえ、具体的な出資額については引き続き地方六団体において検討し、合意を得た額とする。)

(2) 財務基盤

機構が全地方自治体のための組織として、その機能を十分に果たしていくため、地方自治体の負担により形成された現在の公庫の財務基盤(債券借換損失引当金、公営企業健全化基金等)の全額を承継する。

また、機構が持続的、安定的に市場から資金調達を行い、地方自治体に長期・低利の資金を供給していくことを、引き続き可能とするための仕組みを設けることとする。

(3) 税制上の措置

機構は、専ら地方自治体のための資金調達等を行っていく組織であることから、法人税等の非課税対象とする。

5、組織構成等

(1) 組織構成

組織構成(役員、合議制の機関等)は、地方が主体的かつ責任を持って設立・運営できるようにする。

代表者委員会

・都道府県、市町村を代表するものとして、都道府県知事、市長及び町村長の全国的連合組織が各1名選任(委員長は委員の互選)する。
・決定事項…定款、業務規程、事業計画、予算・決算、役員選任、その他
役員(理事長・理事)

・理事長…新しい組織の執行部門の

責任者（法人の代表）とする。
 代表者委員会が選任する。
 ・理事…若干名
 理事長が選任し、代表者委員会が承認する。

職員

・市場の動向や地方自治体のニーズに的確に対応する必要があることから、金融や地方財政の専門知識を持つ者などから構成する。
 ・地方自治体からの職員派遣をはじめ、円滑な移行・業務遂行の観点から所要の職員を適切に確保する。

監事

・機構の業務を監査する。
 ・代表者委員会が選任する。
 会計監査人（仮称）
 ・監事監査に加え、会計監査人（仮称）（公認会計士又は監査法人）の監査を実施する。
 ・代表者委員会が選任する。
 経営規律委員会（仮称）
 ・外部有識者により構成する。
 ・機構の事業計画、予算等、経営の重要事項について審議するとともに、その他機構の経営の健全性を確保するために必要な事項について、代表者委員会又は理事長に意見することができるとする。

・地方六団体が選任する。
 (2) 組織の効率性・透明性、経営規律の確保
 ・機構は、事務の効率化等を図り、簡素な組織とする。
 ・機構においては、監事の業務監査に加え、適切な会計基準に基づく経営情報の開示や監査法人による監査

等を行う。(上記(1)の)
 ・地方自治体が機構の運営主体であり、かつ資金の借り手ともなることに伴うモラルハザード等の懸念が十分払拭されるよう、外部有識者によるチェック機関（上記(1)の)等の仕組みにより、経営規律の確保を図る。

(3) 国の関与

地方が主体的かつ責任を持って設立・運営する組織として、国の関与は法制度の整備に伴う必要最小限のものに限定する。

6、業務内容等

個々の地方自治体が調達困難な長期・低利の資金の提供を主たる業務とする。

(1) 貸付対象団体
全地方自治体

(2) 貸付対象事業

住民生活に不可欠な社会資本整備に要する長期・低利の資金を安定的に確保するため、個々の地方自治体による市場からの資金調達を補充するという基本的な考え方に立って、貸付対象分野は地方自治体のニーズを踏まえ、機構において決定する。

(3) 資金調達の手法

・債券発行による資金調達を基本としつつ、金融市場、金融技術を活用した多様な資金調達を行うことにより、より長期・低利の資金を安定的に供給する。

・機構の債券の市場消化が円滑に行われるよう銀行等引受けを可能とするなどの所要の措置を講ずる。

(4) 貸付金利

現在の利下げの仕組みは継続し、利下げ幅は、経営状況等を勘案し、機構において決定する。

(5) 地方債計画への位置づけ等

・機構の貸付については、地方債協議制度の下で同意・許可のある地方債を対象とし、公的資金として地方債計画に位置づける。

・機構の貸付規模については、地方債計画との適切な調整を図りつつ、地方自治体の要望等を踏まえ、機構において決定するものとする。

(6) 地方自治体の資金調達に係る環境整備等

・機構は、新たな地方のニーズ等を踏まえた個々の地方自治体の資金調達の環境整備について検討し、実施する。

・機構は、資金調達力の弱い地方自治体の資金調達に配慮するものとする。
 ・機構は、モラルハザードを惹起しないよう地方自治体の財政規律を考慮した貸付を行う。

7、信用補充措置等

(1) 地方による信用補充措置

市場の信認を得て、低利での資金調達を可能とするためには、十分な財務基盤の確保に加え、地方による信用補充措置の構築が極めて重要である。このため、以下のような措置を講ずることとし、さらに幅広い観点から検討を深めることが必要である。

公庫から承継した財務基盤等を活用し、流動性補充措置（1）を講ずることとする。

全地方自治体のために地方自ら設立する地方共同法人であることを踏まえ、機構の経営について地方自治体が共同して責任を負うものとする。

必要な場合には地方自治体が機構の発行債券に保証を行うことができるよう法的手段を行う（2）こととし、そのあり方・仕組みについては、市場の評価等も踏まえつつ検討する。

1 流動性補充措置…債券の元利払いが期日どおり行われること（タイムリーペイメント）を担保するために、支払いに備えて一定の流動性資産を常時確保する等の措置

2 法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条により、政府・地方自治体は、法人の債務を保証することを一般的に禁止されている。このため、必要な場合には地方自治体が機構に保証ができるようにしておくには、制限を解除するための手当が必要である。

(2) 政府保証等

政府保証について

過去の政府保証については、機構移行後も政府保証を継続する。
 ・政府保証については、所要の経過措置を講ずる。

機構は、地方の長期・低利の資金確保に資するため、公庫と同様の機能を果たし続ける必要があるため、公庫から承継する既往の資産・負債と、機構の新たな貸付・資金調達に係る資産・負債は一体的に管理する。

フォーラム

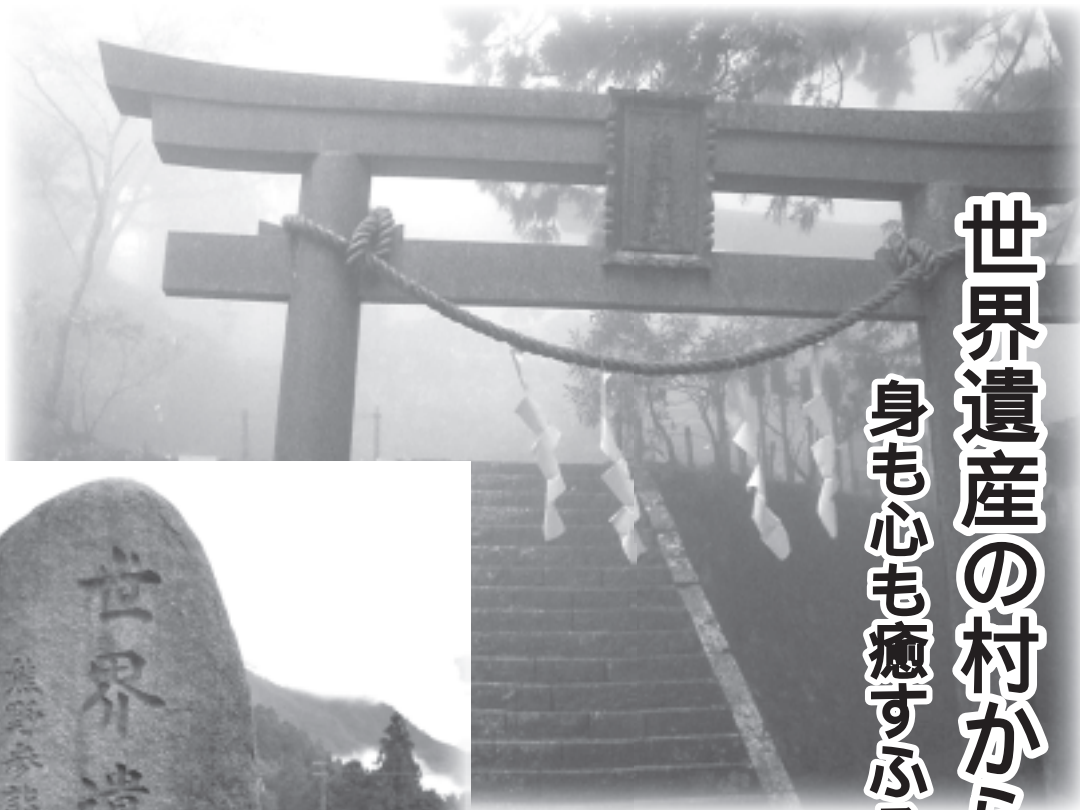
現地レポート

地域資源を活かした地域活性化策

世界遺産の村から「心身再生の郷」へさと 身も心も癒すふるさとに磨きをかけて

奈良県 十津川村

とつかわむら



玉置神社の大鳥居



果無集落に建つ世界遺産の碑

町村の数が、全国に15、000以上もあつた明治23年に、旧6村の合併により成立した奈良県十津川村。古くから「十津川郷」とよばれた地域がひとつになつて、すでに100年以上が経過している。

広大な山々に囲まれて過疎・高齢化が進む現状、主産業である林業の衰退など、村をとりまく情況は、山間地にある多くの町村のそれと変わらない。しかし、そこへ湧き上がった平成の大合併の議論のなか、十津川村はなお自主自立の道を進む決意をした。

「今も昔もここは秘境、でも時代はいつもここから変わる」と声を励まして、新しい村づくりに取り組む十津川村。長い歴史を経て独立の気風を培ってきた村の「今」を取材した。(全国町村会「広報部」)

フォーラム

風格ただよう山々

南紀白浜の空港から、一路北東方向へ車を走らせる。熊野本宮の大きな鳥居を右手に見て熊野川をさらにさかのぼると、はるか前方に雲を突きよつた天嶮が見えてきた。

奈良県十津川村。

1000m級の大山岳地帯のただ中であつて、日本史の表舞台にもたびたび登場する村である。壬申の乱で大海人皇子(後の天武天皇)に加勢したと伝えられて以来、「十津川郷土」は源平の戦や南北朝の乱、幕末の動乱期にも活躍した。

村内に入り、細雨に濡れた山道を、熊野古道小辺路の石畳が残る果無峠へ向かう。世界遺産の碑が建つ果無集落から眼下を眺めると、深い霧をたたえた山々の峰が、長い歴史を重ねてきた土地の風格を感じさせる。

その昔、神日本磐余彦尊すなわち後の神武天皇が、河内平野を平定すべく紀伊半島の南から熊野の山に分け入った。その時、八咫鳥の道案内で通つたのが十津川のあたり、といわれている。熊野三山の奥の院と称する玉置神社には、その神日本磐余彦尊が、祭神の一柱として祭られている。

夏祭りでの餅撒き



自治の息づく郷

十津川村の面積は、奈良県全体のおよそ5分の1にあたる672平方キロ。日本一大きな村である。紀伊半島のほぼ中央、奈良県吉野郡の奥にあり、全村を1000m級の山々に囲まれる。平地はごくわずかで、村人はこの広大な山岳地帯の谷々に集落を形成して暮らしてきた。

司馬遼太郎は十津川村の自治について、一郷の大事は集落の代表者たちが寄りあつまって合議、決定してきたとして、実態は「十津川共和国」といふべきものだった

と分析している。村内には現在でも54の大字があり、それぞれに総代と呼ばれる代表者がいて、道普請や水普請、祭りなど集落内の役を運営している。

最も多い時期で15、000人を数えた村民の人口は、現在およそ4、500人。全国の山間部の町村と同様、過疎化・高齢化に苦しんでいるのが現状だ。

主産業としては林業、農業に加え、鮎など川魚の養殖・加工業があるが、なかでも、長く村の経済を支えてきたのは林業だろう。古い時代、十津川の材は筏に組んで熊野川を南紀方面へ流すばかりだったが、昭和30年代になって五

條市から十津川村を通り、和歌山県へ抜ける縦貫道路が開通。山々を縫う林道もほぼ完成して、村の豊富な木材が外界に大量に運び出されるようになった。長年村長の運転手を務めてきた森さんは、

「私らが役場に出たころ、山仕事に行つた同級生たちは4、5倍の給料をもらつとつた。」

と、林業全盛の当時を懐かしそうに語る。

しかし、かつて村に活気を与えた林業も、木材需要の低迷などにより、次第に元気を失つていく。林業従事者の高齢化、経営費の上昇による保育意欲の減退など、国内林業が抱える問題は、今、十津

川においても同様の悩みをもたらしている。

このような状況の中、村は「平成の大合併」において自立を宣言。今後も、十津川郷の伝統を胸に、自ら歩んでいく決意をした。

もちろん、主産業だった林業の衰退や過疎化・高齢化に加え、昨今の地方交付税の削減などが重なって、村財政は厳しい運営を迫られている。村では、平成18年4月に「集中改革プラン」を策定。特別職・職員の給与カットや定員の削減、各種事業の徹底的な見直しによって、自立への道を模索している。

電源開発の村として

村の真ん中を蛇行しながら南北に流れる十津川には、昭和30年代に造られた2つの巨大なダムがある。昭和35年に竣工した風屋ダムと、同じく37年にできた二津野ダム。

戦後、国土開発の機運が増す中で建設されたこの2つのダムと水力発電所によって、十津川は、電源開発の村という新しい顔を持つようになった。この開発に伴って山々には林道が走り、ブナ等がパルプ材として大量に伐採されるが、このことが、のちに大きな問題を生むことになる。

フォーラム

十津川に築かれた風屋ダムと二津野ダムは、それぞれ大きなダム湖を形づくっている。このダム湖に流れ込む大量の土砂に、今は、村は頭を悩ませているのだ。

林業全盛の頃に伐採された跡地は、やがて杉や桧の人工林になった。これによって、山の保水力がなくなり、降った雨が大量の土砂とともに一気に川に流れ込むようになる。この繰り返しで河床は徐々に上がり、現在、景観の破壊と水の濁りが著しい。この事態に、村はダム管理者である電力会社との交渉に入った。協議の結果、平成17年に、電力会社との間で堆砂排除に向けた協定書を取り交わす。

その内容は、毎年14万立方メートルの土砂を取り除くこと。さらに、集めた土砂を砂利採取協同組合に販売することで得た利益のうち



二津野ダム

の一定額を、村の森林整備・治山事業や林道整備などに対する協力金として支払うことのできた。川に流れ込む土砂は年間52万立方メートルを超えているというから、排除される堆砂の量はごく一部に過ぎない。しかし、村が積極的にその解決に乗り出し、電力会社と協定書を取り交わすまでに至ったのは注目すべきことだ。

さらに、村は、河川環境に関してもうひとつの成果を挙げている。村の北部、十津川の支流旭川に、最大発電電力量120万kwの揚水発電所を併設する旭ダムがある。このダムでは、昭和53年の完成からダム湖内の濁りがひどくなり、堆砂の進行も懸念されるようになっていた。そこで村は、ダム・発電所の管理者である関西電力と現状回復に向けての協議を行い、バイパス放流設備の設置にこ



十津川の堆砂排除事業

ぎつけたのだ。

「旭ダムバイパス放流設備」は、流入する濁水や土砂をダム湖上流の香口から取り込み、延長2・35kmの水路トンネルを通して、ダム下流の吐口から放流するというもの。これにより、上流からの土砂をダム湖に溜めることなく、下流へ流すことができるようになった。平成10年の設備完成以降は、河川環境も徐々に改善しつつあるという。

現在、全国の水力発電所を抱える市町村は、固定資産税の減額に加え、急速な過疎化・高齢化などで厳しい状況に追い込まれている。十津川村もその例外ではないが、電力会社とのねばり強い協議の末に勝ち取ったふたつの成果は、水力発電所を持つ全国の市町村に勇気を与えるものといっている。

自立を目指して

「平成の大合併」を経てなお自立の道を選んだ十津川村が、これから様々な取り組みを打ち出していくにあたり、キーワードとして掲げたのが、「心身再生の郷」づくりである。高度経済成長でカネとモノ

を追い求めてきた結果、人々が忘れてしまった「ほんもの」「日本の心」を、十津川村は今も大切に

守り続けている。その、自らが持つ「ほんもの」の魅力と価値を内外にひろく発信し、村の活性化につなげようとするものだ。

「心身再生の郷」づくりの具体化にあたって、今期待が集まっているのが温泉を中心とした観光業だ。なかでも、秘湯として名高い「十津川温泉郷」には、年間30万人を超える入込客がある。

「十津川温泉郷」は、湯泉地・十津川・上湯の泉質の異なる3つの温泉からなっている。源泉温度は60〜85と、奈良県で唯一の高温泉である。温泉地としての歴史は古く、十津川・上湯とともに江戸時代中期。湯泉地は室町中期にさかのぼり、戦国の武将佐久間信盛も湯治に訪れたという。

平成16年6月、村は、「源泉かけ流し宣言」を発表。「ほんもの」の温泉を全国にアピールし、観光客も村民も元気になる「心身再生の郷」づくりの象徴として、今後とも整備に努めていくこととした。村の各宿は湧き出した温泉を湯船にそのまま流し入れ、それを再利用しない。このため、お湯は常に新鮮さを保っている。「秘境」といわれる十津川の深い山々を眺めながら入る温泉は格別だ。

「源泉かけ流しのため、宿の湯船はどこも小さめだが、それがまさに「ほんまもん」の証し。」

昂の郷マラソン大会



と、村観光課は胸を張る。昨年には公衆浴場「庵の湯」が完成し、入り込み客数の増加にも期待が集まっている。

もうひとつ、十津川村には全国に誇る「資源」がある。平成16年7月にユネスコの世界遺産に認定された、紀伊山地の霊場と参詣道だ。これには、奈良県、和歌山県、三重県にまたがる熊野古道小辺路、中辺路、伊勢路と、吉野・大峯・高野・熊野に点在する霊場が含まれる。このうち、修験道の根本道場である大峯奥駈道と熊野古道小辺路が、十津川に連なる山々の尾根を縫うように続いている。

退で、村は存続の危機を迎えている。10年後、20年後もふるさとが元気でいるためには、国に頼らず、自分の手で産業を育成する必要がある。」

取材に訪れた筆者らを前に、村の将来を語る村長の言葉には自然と熱がこもる。

プロジェクトの中心は、険しい道のりが続く大峯奥駈道を1泊2日で歩く「なびぎTOUR」。村民の語り部がこの古道ウォークを先導する道すがら、参加者が自分の頭で考え、自分なりの答えを出す体験型ウォークに参加するというもの。物見遊山が中心のこれまでの

この貴重な「資源」を活かして村の活性化につなげようとするプロジェクトが、この夏から始まった。「やたがらすプロジェクト」と名付けられたこの取組みは、「心身再生の郷」づくりを掲げる十津川村が、世界に誇る大峯奥駈道をつかって地域活性化を図ろうとするものだ。

プロジェクトが起こるきっかけになったのは、更谷慈禧村長(59)の、村づくりにかける思いである。

観光旅行とはあえて一線を画し、自分の「心」と「体」を使ってゴールを目指すという「能動体験」を通して、参加者は強い満足感を得る。まさに、「心身再生の郷」づくりを目指す十津川村にふさわしい内容となっている。

村では、これらの取組みで得た成果を活かして、さらに「心身再生の郷」の実現に力を注いでいく考えだ。村再生の思いを込めた一連の動きが今後どう展開していくのか。なお注目が集まっている。

ふるさとへの思いを胸に

大和十津川御救免所

年貢要らずの作り取り

と語られてきたように、十津川郷は古くから租税を免除された土地だった。伝説では、672年壬申の乱の折に、大海人皇子側に味方した功績で免租されたというが、確かなことはわからない。しかし、平地の少ない十津川村には水田がほとんどなく、米が大変貴重だったこと。さらに年貢の徴収がなかったために、外界の支配に縛られることが少なかったことは事実のようだ。

その一方で、勤王の武士団として知られた「十津川郷士」は、壬申の乱以来数々の国事にかかわってきた。十津川村に今も残る独立

の気風は、こうした歴史に根付いたものだろう。

明治23年の立村から時は流れて幾星霜、現在もお単独村として歩む十津川村。小規模町村をとりまく現状を考えると、自立を決意した村が進む道のりは、険しさを増していると言えるのかもしれない。

その険しい道のりを、村はどう乗り切っていくのか。行政と村民が一緒になって、今それを必死に模索している段階だ。

しかし、そのために最も必要なものを、十津川村はすでに持っている。取材の最中、多くの人に話を聞く中で感じた、ふるさとに抱く熱い思い。その思いと「十津川郷士」の気概を脈々と受け継いできた村の新しい挑戦は、すでに始まっている。



情 報

町村Navi

パラオにこみ収集車を寄贈

宮城県松島町

町の働き掛けで提供を受けたごみ収集車が11月中にもパラオ共和国に寄贈される。

同国は、人口の増加に伴いごみ問題が出てきたことから、県を通じてごみ収集車の提供を打診。内田鉄夫町長が知り合いの清掃業者に働き掛け、ごみ収集車2台が同国に寄贈されることとなった。

町と同国は、パラオに松島に似た観光地があることなどから以前から友好関係にある。9月に同国全権大使が町を訪れ、清掃業者から目録が手渡された。寄贈される収集車には松島の風景が描かれており、パラオでは国立病院で使用されるとい

団塊世代向け体験住宅入居者を募集

山形県金山町

町は、田舎暮らしを希望する団塊世代向けの宿泊施設「金山暮らし体験住宅」の入居者を募集している。「まずは金山の暮らしを短期的に体験してもらい、町への定住につながる」（総務課）と期待している。

体験住宅は、旧公舎を200万円かけてリフォームした。対象は50歳以上の人とその家族で、自炊が原則だが、電化製品等の生活用品はほぼ完備している。1泊1、500円（2人目からは500円）と割安で泊まれるが、町にあるホテルとの競争を避けるため宿泊は3泊4日以上からとした。

また、希望者には町内の空き

家情報を提供したり、農業体験などのメニューを紹介する。

総務課によると、5月のオープンから8組が利用しており、うち1組が町への移住を決めたという。

大豆焼酎「呑舞」を販売

埼玉県鳩山町

町は、鳩山産大豆を使った焼酎「鳩山産大豆焼酎 呑舞（どんまい）」の販売を開始した。1995年に栽培を始めた鳩山産大豆は、現在、米に次ぐ主要作物に成長。ただ、町内に豆腐や醤油等の加工業者がないため、町では大豆の更なる栽培拡大のため特産品開発に取り組んでいる。

焼酎の開発は東京農業大学の醸造科学科発酵生産科学研究室に委託。町内に酒蔵がないため千葉県内の酒造会社が生産し、町内7つの小売酒販組合加盟店で販売することとなった。

大豆焼酎は、約1、000本製造し、25度1、500円、40度2、200円で販売している。「アダプト制度」を導入へ

石川県内灘町

町は来年度から公園の清掃等を住民が行う「アダプト制度」を試験的に導入する。より良い公園環境の整備と、住民の美化意識向上を狙い。

同制度は、住民と町が協定を結び、住民が管理者となり公園の清掃等を行うもので、町は必要な機材を提供する。

来年度は、町管理の公園68カ所のうち1町会10カ所程度で実施する予定。導入効果を検証した上で、全町的に拡大したい考

えた。

町によると、これまで公園の清掃はシルバー人材センターに委託していたが、予算や人数の制約から管理の行き届かない面もあったという。

広告付封筒の作成業者を募集

広島県世羅町

町は新たな財源確保を目的に、町の封筒や広報誌、ホームページ（HP）に掲載する有料の企業広告を募集している。

現在、町HPで広告付封筒を提供する企業の募集を開始。封筒への広告掲載は、広告料を町に支払うのではなく企業側が自社広告を掲載した封筒を作成し町に納入する形をとる。

町広告審査委員会で決定した上で、企業側が裏面に自社広告を掲載した封筒長3判（3万部）、角2判（1万部）を町に納入する。

このほか、公用車や町の施設への有料広告掲載も検討している。

「酸欠ライブ」が復活

徳島県那賀町

標高1500メートル、気温0度の高地で行われる「剣山スーパードライブ」が3年振りに町に復活した。

「酸欠ライブ」は、合併前の旧木沢村職員ら有志による実行委員会が主体となり、1994年から03年までの10年間続いたライブイベント。これまで約80組、延べ400人が過酷なライブに参加した。ただ、04年の台風災害や05年の合併で一時的に状態となっていた。

今回は剣山スーパードライブ沿い



にある保養施設「ファガスの森高城」に特設ステージを設け、県出身のプロミュージシャン皆谷尚美さんや、町職員ら8バンドが演奏を披露した。

日本一の大吊橋が完成

大分県九重町

町が建設していた歩行者専用のつり橋「九重「夢」大吊橋」が完成した写真。長さ390メートル、高さ173メートル、幅1.5メートルと日本一を誇るもので、現在ギネスブックへの申請を準備している。

大吊橋は、新たな観光名所として04年から総工費20億円で建設し、10月30日に一般開放された。橋の上からは、「日本の滝百選」に選ばれた震動の滝をはじめ、九酔溪、鳴子川渓谷の景色を望むことが出来る。町の大吊橋管理センターによると、11月8日までに約12万人が訪れたという。

料金は往復で中学生以上500円、小学生以下200円（乳幼児は無料）。片道で疲れた入用のシャトルバスも用意されている。

「森林セラピー®基地」、 「セラピーロード® (森林ウォーキングロード)」

第3期(平成19年度)募集について

森林セラピー実行委員会事務局
(社)国土緑化推進機構

「森林セラピー®」とは、森の自然が彩らす風景や香り、音色や肌触りなど、森のいのちや力を感じることによって、私たちの心身に元気を取り戻させようとするものです。

近年、国民の健康への関心が高まる中、森の癒し効果を活かし、健康増進やリハビリテーションに役立てる「森林セラピー®」も注目されています。今までも、森はストレス解消などの効用があるため、「森林浴」として多くの人々に親しまれてきました。

森の癒し効果を健康増進やリハビリテーションに役立てる森林セラピー®を実践するためには、森林医学のエビデンスにもとづいた効能ある森林整備と継続・発展性のある地域社会づくりを推進しなければなりません。

このため、森林セラピー®基地



癒しの森(長野県信濃町)



赤沢自然休養林(長野県上松町)

やセラピーロード®(森林ウォーキングロード)を、フィールド生理実験等により審査・認定することとし、引き続き第3期(平成19年度)募集を行い、全国に森林セラピー®基地のネットワークを広げ、それぞれの連携により、森林セラピー®の全国的な展開を進めることとしました。

記

1 公募対象 セラピーロード®(森林ウォーキングロード)、あるいは 森林セラピー®基地

2 募集期間 平成18年10月23日～平成19年1月31日(必着)

3 募集対象団体等(申請者の要件)
一定距離のウォーキングロード及び一定面積の森林がある自治体、民間企業、団体、およびこれらの共同体等(なお、審査ではフィールド生理実験等を行います。これにかかる費用は申請者負担となります。)

4 審査方法とスケジュール
平成19年2月～3月…審査委員会による一次審査
平成19年3月…専門家チームによるヒヤリング

平成19年4月…専門家チームによるフィールド生理実験等
平成20年3月…審査委員会による二次審査
平成20年4月…認定の決定

5 募集に関する細部事項
第3期(平成19年度)「森林セラピー®基地」、「セラピーロード®(森林ウォーキングロード)」応募要領を参照してください。

6 問い合わせ先
森林セラピー実行委員会事務局
社団法人 国土緑化推進機構内
〒102-0093
東京都千代田区平河町2-7-5
砂防会館2階

TEL: 03-3262-8437
FAX: 03-3264-3974
HP: <http://forest-therapy.jp/>
E-Mail: therapy@green.or.jp

新刊紹介

「政権交代」安倍首相誕生の軌跡・全データ(時事通信社・刊)

「戦後生まれ初の総理大臣・安倍晋三誕生までの軌跡を追った本書は、ポスト小泉政局の内幕や安倍政権に関する情報・基礎知識が詰まったタイムリーな書。

第1章「ドキュメント政権交代」は過去の政権交代のエピソードを手掛かりに、ポスト小泉レースを同時進行で追ったインサイド・ストーリー。

1987年の安倍・竹下・宮沢3人のニューリーダーの中から竹下登首相が誕生した自民党総裁選。当時、また中堅代議士だった小泉純一郎氏が、安倍首相の父・晋太郎氏に食って掛かる場面は印象的だ。

第2章「安倍人脈」第4章「資料・データ」は、安倍首相の人脈・金脈、発言の記録、安倍政権を支える閣僚・首相補佐官、自民党首脳などの略歴・人物評などを網羅。首相就任までの半年間を追った「第3章 安倍官房長官動静」は、本書にしかない貴重な記録。生きた政治を知りたい読者や学生・研究者ばかりでなく、行政関係者の実務にも役立つ必携の書と言える。

本書は、ネット販売を基本とした「時事通信オンデマンドブックレットシリーズ」の一書。購入申込は、<http://jpress-shop.com/>まで。
(一般書店では扱っていない)
(225頁・840円、税込・送料別)